

総長選考・監察会議（第4回）

令和7（2025）年7月22日（火）

13：00～14：45

議 題

1. 総長の賞与に係る令和6（2024）年度職務実績評価について
 - ・ 監事との懇談
2. 次期総長選考プロセスについて
3. その他

配付資料

- 1－1. 総長の賞与に係る職務実績 自己評価書（非公開）
- 1－2. 令和6年度監事監査報告（概要版）（非公開）
- 1－3. 令和6年度監事監査報告書（非公開）
- 2－1. 次期総長選考に向けた課題検討
- 2－2. 第2次総長候補者の選定方法について（イメージ）
- 2－3. 候補者提出資料の様式（改訂案）
- 2－4. 第1次総長候補者に係る推薦書の様式（改訂案）
- 2－5. 2026（令和8）年度総長選考の基準・結果等の公表等の取扱いについて（イメージ）

参考資料

- 1－1. 総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（通知）
- 1－2. 総長の賞与に係る職務実績の評価について（令和4年3月24日総長選考会議）
2. 次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）

次期総長選考に向けた課題検討

2025(R7).7.22

総長選考・監察会議

大学組織における総長の位置づけについて

論点

- ・大学組織における総長の位置づけ
- ・教学と経営の長を分離するか否かについて、大学としての方針を確認

検討の方向性

- (a)教学と経営を分離しない（現行維持）
- (b)教学と経営を分離しないが教学を「つかさどる副学長」を置く【学校教育法第92条第4項】
- (c)理事長（経営）と大学総括理事（教学）に分離する【国立大学法人法第10条第3項】

前回選考時

2019年の国立大学法人法の改正により、学長の職務について、教学と経営の分離が可能となったが、総長選考会議では「東京大学は、総長の統括と責任の下に、教育・研究及び経営の両面にわたって構成員の円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、効果的かつ機動的な運営を目指す」との東京大学憲章の理念に基づき、引き続き、教学と経営双方の長たる総長が統括することが望ましいと判断。（令和2年4月7日研究科長・学部長・研究所長合同会議資料より抜粋）

【国立大学法人ガバナンス・コード】原則3－3－5 経営力を発揮できる体制の検討

学長選考・監察会議は、国立大学法人に大学総括理事を置き、法人内において経営と教学を分離するかどうかについて決定する権限を有する。学長選考・監察会議は、各法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方を十分に検討するとともに、大学総括理事を置くこととする場合には、その検討結果に至った理由を公表しなければならない。

学内WGにおける検討の結果

⇒2025(R7).1.10 第11回総長選考・監察会議において異議なく了承

- (a)教学と経営を分離しない

東京大学憲章に掲げる総長の統括と責任の下、総長は、教学と経営の両面について引き続き最終的責任を負うものとしつつ、各理事に適切にその権限を委譲することによって、主として法人経営側に注力するという本学のUTokyo Compass推進会議ガバナンス分科会・国際卓越研究大学構想策定委員会ガバナンス部会の現段階の検討の方向性について、適切であると判断した。

次期総長の任期について

課題

国立大学法人法において、「学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める」とされている。

論点

- ・総長の任期は、大学運営上の基礎的な重要事項であり、様々な視点から総合的に判断する必要・総長像全般の議論を深めつつ、その議論に沿って検討
- ・総長選考・監察会議の解任申し出権限など、その果たす役割や機能と併せて一体的に考えていく必要
- ・中期計画の在り方など大学を取り巻く諸条件の変化も考慮すべき要素
- ・国際化を踏まえ海外の大学の状況等も視野に入れた議論が必要
- ・海外の諸大学の総長選考について比較する場合には、その制度の成りたちや文化の違いにも留意すべき

検討の方向性

- (a) 6+0 (H21年～現行)
- (b) 4+0 (S47年～H20年)
- (c) 4+2 (S24年～S47年)
- (d) 5+a (T8年～S13年)・・・など

※過去の検討経緯

「6年は長すぎる」という意見が学内にあることを認識しつつも、これまでの検討では、「6年は不適切である」という意見は特段なく、6年任期を見直す積極的な理由は見当たらなかった。

東京大学総長の任期に関する規則（抄）

（任期）

第2条 総長の任期は、6年とする。

2 総長は、引き続いて再任されることができない。

第3条 前条の規定にかかわらず、総長が欠けたときの後任の総長の任期は、前任者の残任期間とする。この場合、後任の総長は、引き続いて1回に限り再任されることができる。

学内WGにおける検討の結果

⇒2025(R7).1.10 第11回総長選考・監察会議において異議なく了承

（a）任期6年、再任不可

中長期的な視点で国立大学法人の経営・運営に責任を持つことが必要となる点を重視し、総長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう、引き続き、中期目標・中期計画の期間に合わせて総長の任期を6年とすることが適切であると判断した。再任については、総長の権限は非常に強く、引き続き再任を認める場合は、組織及び人材の固定化をまねく恐れがあることから、法人経営人材の育成に資するため、現段階においてその取扱いを見直す必要性はないものと判断した。

次期総長の任期について ―参考法令等―

国立大学法人法（抄） （役員の任期）

第十五条 学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、国立大学法人の規則で定める

【国立大学法人ガバナンス・コード】補充原則 3－3－1③

学長選考・監察会議は、国立大学法人法に基づき法人の長の任期を審議するに当たっては、国立大学法人のミッションを実現するために法人の長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう適切な期間を検討すべきである。あわせて、国立大学法人における継続的な経営・運営体制の構築のため、法人の長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無についても適切に検討し、その理由とともに公表しなければならない。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）【平成26年 8 月29日】（一部抜粋）

⑤ 学長又は機構長の任期については、国立大学法人等の自主性・自律性の尊重に配慮する観点から、学長等選考会議の議を経て、各国立大学法人等の規則で定めるものであるが、学長又は機構長が適切にリーダーシップを発揮できるよう、任期を設定すること。また、現学長又は現機構長について、例えば、学長等選考会議が優れた業績を上げていると判断した場合には、教職員による、いわゆる意向投票を行わずに再任を認めるなど、柔軟な手続を確保することについても適切に留意すること。

「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）【平成26年2月12日 中央教育審議会大学分科会】（一部抜粋）

（3）学長の任期

○ 学長の任期については、現在、国立大学法人及び公立大学法人では、2 年以上 6 年を超えない範囲とされているが、再任されることができると法定されている。私立大学については法律上の規定はなく、各大学の判断に委ねられている。
学長の任期については、基本的に各大学が判断すべき事柄ではあるが、過度に短い場合には、大胆な改革を行うことは困難であり、各大学の中長期的なビジョンを踏まえながら、安定的なリーダーシップを発揮できるよう、それぞれに適した年数の任期を設定すべきである。

求められる総長像について

論点

- ・「求められる総長像」の具体化についての検討

検討の方向性

- (a) 現行維持
- (b) 国内外の大学における求められる総長像を参考にする

国立大学法人法（抄）
（役員の任期）

第十二条

6 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により、行わなければならない。

前回選考時

求められる総長像の作成に当たって、広くパブリックコメントを実施し、学内構成員(教職員・学生)の意見も踏まえた「求められる総長像」を策定した。

国立大学法人ガバナンス・コード【原則3-3-1 国立大学法人のミッションを踏まえた明確な理念に基づく責任ある法人の長の選考等】

学長選考・監察会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成され、法人の長の選考や解任、大学総括理事の設置の要否の検討、法人の長の業績評価等を担う会議体である。このため、学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行うべきである。

【国立大学法人ガバナンス・コード】補充原則3-3-1①

学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。

学内WGにおける検討の結果

⇒2025(R7).3.14 第13回総長選考・監察会議において異議なく了承

- (a) 現行維持

広く学内外から相応しい者を求めるため、資質・能力に関する基準は、ある程度抽象的な表現を用いて境界条件のような形で示した方がよいのではないかと。

代議員会における第1次総長候補者の推薦における結果の取扱い【学内WG検討結果】

論点

・代議員会の投票については、投票結果を公開すべきかどうか、公開する場合には、誰に対して、どのような内容（氏名あるいは順位）を、いつ（とりわけ候補者が辞退を申し出る時期との先後）公開するかが、重要な検討課題と考えられる。（総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書 令和3（2021）年3月 東京大学）

検討の方向性

・具体的には、総長選考プロセスの各段階（第1次総長候補者の決定、第2次総長候補者の選定、意向投票、総長予定者の決定）の意味づけの明確化及びそれに応じた適切な制度・手続の設計（2－4（2）②）。（総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書 令和3（2021）年3月 総長選考会議の組織検討タスクフォース 東京大学）

・第1次候補者及び第2次候補者に関する情報については、選考プロセスの各段階の意味付けを明確にした後に、それぞれ公表内容、発信・提供の範囲、時期等について、経営協議会や教育研究評議会等、学内の意見も傾聴しつつ、選考の透明性確保の観点も含め、詳細に議論した上で決定すべき（令和4年度の総長選考会議への申し送り事項1(2)③）

学内WGにおける検討の結果

- ①代議員会における投票結果を公開すべきか --→公開する方がよいのではないか。
- ②公開する内容 --→氏名（辞退者を除く）、得票数（参考情報）
- ③公開する対象 --→学内外
- ④公開する時期 --→代議員会の終了後、辞退者を除く第1次総長候補者が確定したとき

<総長選考・監察会議委員へ提示する時期と情報>

代議員会で10名を選出し、辞退者を除いた上で、総長選考・監察会議へ推薦する。（絞り込みの前に辞退者を除く第1次総長候補者の「氏名・得票数」を委員全員に伝える。）

<公開時期と内容>

代議員会で10名を選出し、辞退者を除いた上で、総長選考・監察会議へ推薦したときに、辞退者を除く第1次総長候補者全員の「氏名・得票数」を公開する。

<情報の公開にあたっての基本的な考え方>

- ・透明性の確保という観点から代議員会の情報を開示する（公開の趣旨）
- ・絞り込みは総長選考・監察会議が主体的に行うプロセスであり、面接などを総合的に勘案して行うもの。
- ・代議員会の得票数は参考情報に過ぎず、その後の絞り込みを制約するものではない。
- ・絞り込みにあたっては、経営協議会からの推薦を含め、すべての第1次総長候補者をフラットに検討する。

<国立大学法人法>

6 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、**学長選考・監察会議が定める基準**により、行わなければならない。

<国立大学法人ガバナンス・コード>

【原則3-3-1 国立大学法人のミッションを踏まえた明確な理念に基づく責任ある法人の長の選考等】

学長選考・監察会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成され、法人の長の選考や解任、大学総括理事の設置の要否の検討、法人の長の業績評価等を担う会議体である。このため、**学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行うべき**である。

補充原則 3-3-1①

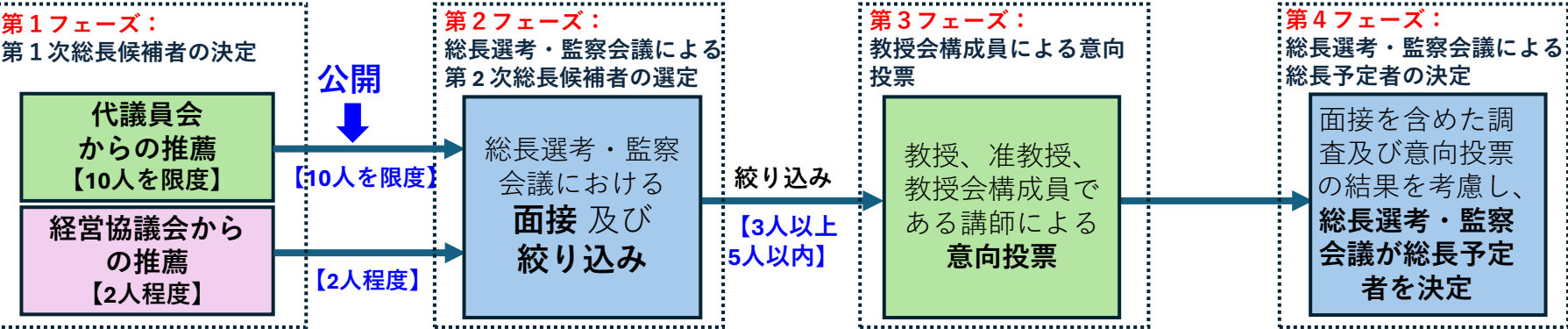
学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、**自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。**

<東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則>（抄）

(4) 代議員会は、次の方法によって第1次候補者を定める。

- ア. 各代議員は、候補者として適当と認める者2人以内を連記で投票する。
- イ. 代議員会の議長は、得票者の氏名を50音順にその席上において発表する。
- ウ. 各出席代議員は、イ.の得票者の中から3人以内を連記で投票する。
- エ. ウ.の投票において得票多数の者10人を限度として第1次候補者とする。ただし、末位に得票同数の者がある場合は、10人を超えてその者を第1次候補者に加える。
- オ. 代議員会の議長は、**第1次候補者の氏名を50音順によりその席上において発表する。ただし、各第1次候補者の得票数及びその順位はこれを発表しないものとする。**

＜本学における総長選考プロセス＞



＜総長選考・監察会議委員へ提示する時期と情報＞

代議員会で10名を選出し、辞退者を除いた上で、総長選考・監察会議へ推薦する。（絞り込みの前に辞退者を除く第1次総長候補者の「氏名・得票数」を委員全員に伝える。）

＜公開時期と内容＞

代議員会で10名を選出し、辞退者を除いた上で、総長選考・監察会議へ推薦したときに、辞退者を除く第1次総長候補者全員の「氏名・得票数」を公開する。

【（参考）令和2年度総長選考】

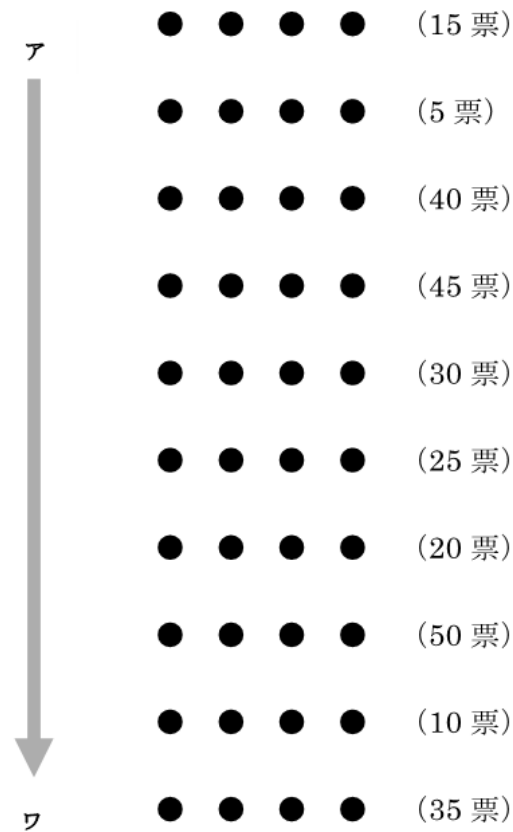
	代議員会終了直後（10名）	第1次総長候補者確定後（10名－辞退者）【辞退承認後】	面接	第2次総長候補者決定後（3名～5名）【面接絞り込み後】	総長予定者決定後
総長選考・監察会議委員	氏名		第1次総長候補者の氏名及び得票数を「回収資料」として各委員に席上配付		
代議員	氏名（席上で出席代議員に対して発表）				
学内構成員					

代議員会選出 第1次総長候補者氏名（五十音順）公表（イメージ）

イメージ

別紙

代議員会選出 第1次総長候補者氏名（五十音順）



第2次総長候補者の絞り込み方法（イメージ）

論点

- ・第2次候補者に絞り込む方法についての詳細なルール
- ・現行内規の「3人以上5人以内」の規定を維持すべきかどうか
- ・絞り込みを行う回の議事運営をより詳細に定める

○東京大学総長選考会議内規において「3人以上5人以内」と規定されている第2次総長候補者の人数については、それを維持すべきか、また、少なくとも実際の絞り込みを行う時点より前の段階でより明確にしておくべきではないか

○絞り込みを行う回の議事運営をより詳細に定めることが望ましい。**投票の方法を用いる場合には、投票の意味（意見分布の確認か候補者を決定するための表決か）や議決要件（出席委員の過半数の票を得た者を候補者として決定する等）を事前に明確化しておくべき**であり、必要に応じ、東京大学総長選考会議内規の規定を補足するルールを検討することも考えられる。また、信憑性が確認されない匿名の告発文等是不取り扱わない、あるいは中傷と思われる批判があった場合には当該候補者に反論の機会を与えるなどのルールの明確化も検討する必要がある（令和4年度の総長選考会議への申し送り事項 1（2）①第2次候補者の絞り込み方法）

学内WGにおける検討の結果

【第2次総長候補者の人数「3人以上5人以内」を維持すべきか】

「3人以上5人以内」に改正した趣旨（総長選考・監察会議が主体的に選考できるよう見直す）を尊重し、現行の総長選考・監察会議内規の規定を維持する。

【第2次総長候補者に絞り込む方法について】

総長選考・監察会議において、原則の絞り込みのルールを定める。絞り込み後、結果とともに公表する。

①方向性（ジェンダー、学問分野などの多様性やバランス等）の検討

①3名連記で投票

②結果発表

③得票数の多い者から上位3名（3位同数は含める）は、原則、第2次候補者と決定

※3位同数の場合は、この段階で4名の第2次候補者が決定

④第2次候補者として3名で十分かを検討

（ジェンダー、学問分野などの多様性やバランス等の観点。求められる総長像に合致していることを前提として、意向投票に提示する選択肢として過不足を確認。）

⑤追加（1～2名）の必要性を検討の上、選考・監察会議で決定

⑥適任と考える追加の候補者について投票 ※ブレ投票

⑦投票結果をふまえて選考・監察会議にて検討

⑧決定のための投票※投票方法：議長を除く出席委員の無記名投票（選考・監察会議内規第3条1項2号、同条第2項）

候補者情報の発信・提供の在り方

論点

- ・ 構成員等に対する候補者情報提供の充実化 公表内容、発信・提供の範囲、公開討論会、動画配信などの検討

検討の方向性

特に第2次候補者の所信については、総長選考会議委員の判断材料に資するためだけでなく、意向投票をより有意義にするためにも、公開討論会などパブリックな所信表明の場を設けることや動画配信などの実施を含め、積極的に検討することが望ましい。（令和4年度の総長選考会議への申し送り事項1(2)③）

学内WGにおける検討の結果

意向投票の参加者が候補者について十分な情報を得て責任ある投票を行えるように、総長選考・監察会議主催で第2次総長候補者に対する「動画配信」を実施する。

【実施内容（イメージ）】

- ・ **実施時期**：第2次総長候補者の氏名告示後、意向投票までの間に実施
- ・ **対象**：第2次総長候補者（3人以上5人以内）
- ・ **内容**：所信の表明及び総長選考・監察会議が設定した共通の質問に対する意見聴取
10分程度の所信表明に加え、あらかじめ総長選考・監察会議が設定した共通の質問に対し、5分程度で意見を聴取する。
所信の表明及び質疑応答は動画で学内構成員へ提供する。
総長選考・監察会議が設定する共通の質問は、一定期間（1～2週間を想定）、本学の構成員から広く募集し、総長選考・監察会議において選定する。
- ・ **時間**：15分程度／人
- ・ **提供の範囲**：学内限定で公開

意向投票

論点

- ・ 選考プロセスにおける意向投票の意義、位置づけ
- ・ 意向投票の複数回の投票等の方式の検討

○総長選考会議における総長予定者の決定にあたり、**候補者が大学構成員の支持をどの程度得ているかは非常に重要な判断要素**であり、次期選考においても、選考プロセスにおける位置付けを明確にした上で、意向投票を実施することは**引き続き有意義**であると考え。ただし、**複数回の投票等、現行方式については意見が分かれる部分もあり、改めて検討が必要**である。（令和4年度の総長選考会議への申し送り事項 1（1）③意向投票）

○国立大学法人の学長は、**学長選考会議が、その責任と権限の下、自ら定める基準により主体的に選考**することとされている。したがって、**学長選考会議が意向投票の結果に拘束されることがあってはならず**、例えば、**候補者のうちの一人が過半数を獲得するまで意向投票を行うことにより、学長選考会議が、意向投票の結果をそのまま選考結果に反映させ、過度に学内の意見に偏るように受け取られることは避けるべき**である。また、学長選考会議が、**意向投票を一つの手段として活用する場合には、学長候補者が学内構成員と確固たる信頼関係を築き、その下で強力なリーダーシップを発揮できる能力を有するかどうかの確認の参考とするなど、実施目的や位置付けを明確にして、説明責任を果たすべき**である。（国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて～社会変革を駆動する真の経営体へ～最終とりまとめ 令和2年12月 国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議）

<国立大学法人法>

6 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、**学長選考・監察会議が定める基準**により、行わなければならない。

<国立大学法人ガバナンス・コード>

【原則3-3-1 国立大学法人のミッションを踏まえた明確な理念に基づく責任ある法人の長の選考等】

学長選考・監察会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成され、法人の長の選考や解任、大学総括理事の設置の要否の検討、法人の長の業績評価等を担う会議体である。このため、**学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行うべき**である。

補充原則 3-3-1①

学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、**意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。**

意向投票

学内WGにおける検討の結果

総長が学内構成員と確固たる信頼関係を築き、その下で強力なリーダーシップを発揮できる能力を有するかを確認するための一つの参考として、意向投票を活用する。

本学の現行の意向投票の方式は、総長がリーダーシップを発揮するために、総長と構成員との間の信頼・信任関係の構築、全学的な合意プロセスの構築過程としての意義を有している。

幅広い分野の研究者から構成される大規模な総合大学である東京大学において、総長が学内構成員と確固たる信頼関係を築き、その下で強力なリーダーシップを発揮するためには、強く、明確な支持を得ることが不可欠である。

そのため、意向投票の実施に当たっては現行の方式を維持することが望ましいと判断した。

<参考：現行の投票方式>

- (1)意向投票は単記無記名投票により行う。
- (2)有効投票の過半数を得た者がいないときは、繰り返し同じ条件で投票を行う。
- (3)投票3回に及んでなお有効投票の過半数を得た者がいないときは、3回目の投票において得票多数の者2人（末位の者と得票同数の者があるときは、その者を含める。）について1回に限り投票を行う。

本学における意向投票

—関係規則等—

東京大学総長選考・監察会議内規（抄）

（意向投票）

第13条 選考・監察会議は、前条の第2次候補者について、学内の意向投票を行う。
2 意向投票の方法については別に定める。

（総長予定者の決定）

第14条 選考・監察会議は、**第11条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定**する。

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（抄）

5. 内規第13条の意向投票の方法について

- (1) 前項に定める投票資格を有する者による意向投票は、指定の期日に指定の投票所において、単記無記名投票により行う。
- (2) **有効投票の過半数を得た者がいないときは、繰り返し前号の投票を行う。**
- (3) **投票3回に及んでなお有効投票の過半数を得た者がいないときは、3回目の投票において得票多数の者2人（末位の者と得票同数の者があるときは、その者を含める。）について1回に限り投票を行う。**

⋮

- (8) 第1号から第3号に定める投票の際は、**各人の得票数を投票の都度発表**する。

候補者情報の収集の在り方

論点

- ・総長選考・監察会議委員に対する候補者情報の充実化

検討の方向性

- ・候補者提出書類の検討
- ・候補者に対する面接時間の検討

委員が候補者の人格、能力、評判等をよりよく知るためには、候補者から提出された書類及び候補者への30分間の面接から得られる情報だけでは不十分であり、候補者を知るためにはより多くのリソースが必要である。候補者への面接時間（特に候補者への質疑応答時間）をより長く確保する方向で検討するほか、経営協議会や教育研究評議会の協力も得て、候補者となり得る人物を日常的・多元的に知る機会を増やす方策についても検討すべきである。（令和4年度の総長選考会議への申し送り事項1(2)②）

前回選考時（参考）

<前回面接の進行>

時間：各候補者30分程度（目安）

【面接前半（10分程度）】

- ・提出された総長候補者資料に基づき、本人から所信等の説明

【面接後半（20分程度）】

- ・総長候補者資料及び説明内容等に対する質疑応答及び意見交換

学内WGにおける検討の結果

面接時間（候補者への質疑応答時間）をより長く確保するため、40分程度とする。

総長予定者の決定

論点

- ・総長選考会議における総長予定者決定のあり方（２－４（２）②）
 - ・総長予定者決定理由の具体的説明のあり方（２－３（３））
- （総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書 令和３（２０２１）年３月 東京大学）

検討の方向性

総長予定者の決定においては、現行規定では、「選考会議は、第８条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定する」（選考会議内規１１条）と定められていることから、この「考慮」がいかなる重みを持つのかが重要な検討課題であると考えられる。

（総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書 令和３（２０２１）年３月 東京大学）

学内WGにおける検討の結果

○総長予定者の決定のあり方

【現行の総長予定者の決定方法】

- ・選考・監察会議内規第１１条の調査及び前条の意向投票の結果を**考慮して**決定する(内規第１４条)
⇒総長選考・監察会議が主催する「動画配信（仮）」について、考慮する対象に含めべきか。
- ・総長予定者の決定は**表決**する事項に規定（内規第３条）
- ・令和２年度の総長予定者の決定方法について検証報告書、申し送りには課題は挙げられていない。
⇒決定方法はこれまでと同じでよいのではないか。

○総長予定者決定の具体的説明のあり方

総長選考・監察会議による情報提供及び説明責任の強化が極めて重要であることは総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書にも繰り返し述べられていることから、委員一人一人がその重要性を十分に認識した上で、総長選考・監察会議において状況に応じて丁寧に説明責任を果たしていくことが必要である。

総長予定者の決定—関係規則等—

東京大学総長選考・監察会議内規（抄）

（議事）

第2条 選考・監察会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 選考・監察会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、第15条により解任の申出をする場合及び第20条によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の3分の2以上の多数により決定しなければならない。

3 委員の出席及び議決に関しては、委任の方法を用いることはできない。

（表決）

第3条 選考・監察会議が次の各号に掲げる議決を行うときは、表決による。ただし、他の事項について議決を行う際に表決を用いることを妨げない。

(1) 第1次総長候補者の決定

(2) 第2次総長候補者の決定

(3) 総長予定者の決定

⋮

2 表決の方法は、議長を除く出席委員の無記名投票による。ただし、第1項各号に掲げる事項を除き、出席委員全員に異議のないときは、他の方法によることができる。

3 議長は、表決による議決を行う場合には、議事進行上、表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認するものとする。

（略）

（総長予定者の決定）

第14条 選考・監察会議は、第11条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定する。

選考プロセスへの職員等の参画の在り方の検討

論点

・選考プロセス※への学内構成員（教職員・学生）の参画の在り方をどうするか。

※選考プロセスとは、代議員会の投票及び経営協議会の推薦による第1次候補者の決定（第1フェーズ）、総長選考会議による第2次候補者の選定（第2フェーズ）、大学構成員による意向投票（第3フェーズ）、総長選考会議が行う調査及び意向投票の結果を考慮した総長予定者の決定（第4フェーズ）の4つのフェーズのことをいう。

学内WGにおける検討の結果

●教職員の参画について

①代議員会の構成について

- ・教授会構成員以外の人数※を増やす方向性で検討した結果、「学部を有する研究科」の常勤教職員（教授会構成員以外）を1名増やして計2名とする。
- ・また、教授会構成員から選出された区分（別表1）について、公共政策学連携研究部については、研究科以外の大学院組織として情報学環と組織上の位置づけが同じであることから、新たに区分を設ける方向で進める。

※東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則 1(1)

②意向投票について

職員への投票資格付与について、大学運営・経営への関与という観点から、管理職手当が支給される職員を対象として検討した結果、「本部事務組織及び医療系の部長並びに各部局の事務組織の長に投票資格を付与することを検討の対象とする」こととする。

●学生の参画について

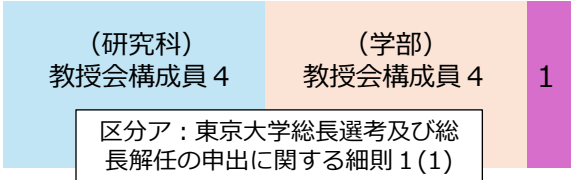
①学生に対して投票資格は付与しない。

②学生も含めた学内構成員からの意見聴取を行い、動画配信等による総長候補者からの回答を通じて、学内構成員の声を選考プロセスに反映させる。

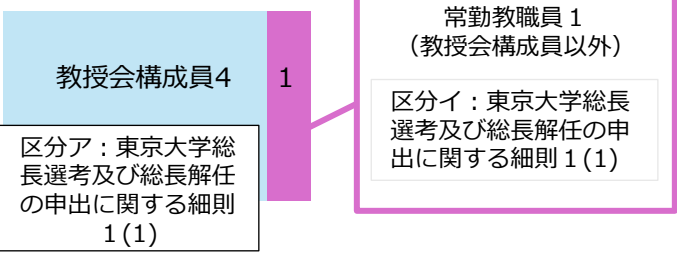
選考プロセスへの職員等の参画の在り方の検討（代議員会の構成）

【変更前】

<学部を有する研究科>・・・9名



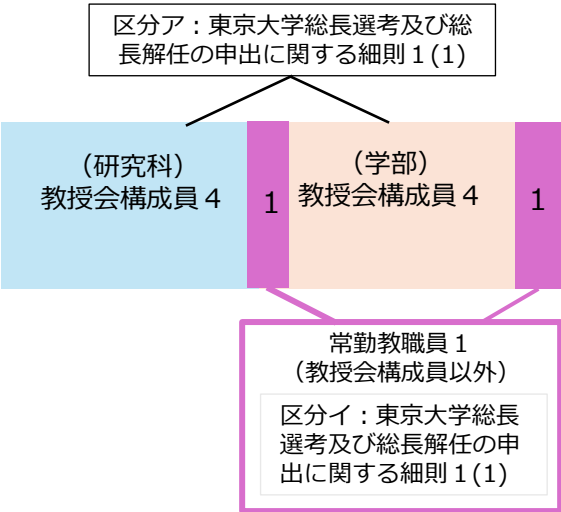
<学部を有しない研究科・附置研究所等>・・・5名



【変更後】○学内WG検討案

教授会構成員以外の人数を増やす方向性で検討した結果、「学部を有する研究科」の常勤教職員（教授会構成員以外）を1名増やして計2名とする。

<学部を有する研究科>・・・10名



※学部を有しない研究科・附置研究所等は現行維持

※代議員会2回目投票時の区分比率

R2年度				
	代議員数	票数	得票数	
区分ア（教授会構成員）	144	3	432	81%
区分イ（常勤教職員）	34	3	102	19%

学部を有する研究科の「区分イ」を1名→2名に増やした場合				
	代議員数	票数	得票数	
区分ア（教授会構成員）	144	3	432	77%
区分イ（常勤教職員）	(+10) 44	3	132	23%

すべての部局の「区分イ」を1名→2名に増やした場合				
	代議員数	票数	得票数	
区分ア（教授会構成員）	144	3	432	70%
区分イ（常勤教職員）	(+29) 63	3	189	30%

選考プロセスへの職員等の参画の在り方の検討（代議員会の構成区分）

変更案：公共政策学連携研究部の区分追加

別表1	
区分ア	人数
人文社会系研究科	4
教育学研究科	4
法学政治学研究科	4
経済学研究科	4
総合文化研究科	4
理学系研究科	4
工学系研究科	4
農学生命科学研究科	4
医学系研究科	4
薬学系研究科	4
数理学研究科	4
新領域創成科学研究科	4
情報理工学系研究科	4
情報学環	4
公共政策学連携研究部	4
法学部	4
医学部	4
工学部	4
文学部	4
理学部	4
農学部	4
経済学部	4
教養学部	4
教育学部	4
薬学部	4
医科学研究所	4
地震研究所	4
東洋文化研究所	4
社会科学研究所	4
生産技術研究所	4
史料編纂所	4
定量生命科学研究所	4
宇宙線研究所	4
物性研究所	4
大気海洋研究所	4
先端科学技術研究センター	4
全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	4

(1) 学部からの選出にあたっては、当該学部の教授会が選出する。

(2) 公共政策学連携研究部専属の教員であって、投票資格を有する者については、公共政策学連携研究部教授会の定めるところにより、法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかに属するとみなして取り扱う。

区分ア：教授会構成員（常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師）

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（抜粋）

1 (1) ア. 第4項に定める意向投票の投票資格を有する者から選出された代議員 **別表1に定める区分ごとに各4人**（ただし、投票資格を有する者が10人に満たない場合は、2人とする。）

（変更案）公共政策学連携研究部については、研究科以外の大学院組織として情報学環と組織上の位置づけが同じであることから、新たに区分を設ける方向で進める。

東京大学基本組織規則（抜粋）

第34条 学校教育法第100条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる大学院組織として東京大学に置かれるものは、大学院研究部及び大学院教育部（以下それぞれ「研究部」、「教育部」という。）とする。

2 前項の研究部として、情報学環及び公共政策学連携研究部を置く。

※左表一番下の全学センター等について、R7.4.1現在の組織は下記のとおり。赤字が前回選考年度からの変更点。

	R2.4.1	R7.4.1
全学センター	生物生産工学研究センター	(R3.4.1 研究科附属施設に改組)
	アジア生物資源環境研究センター	
学内共同教育研究施設	大学総合教育研究センター	大学総合教育研究センター
	相談支援研究開発センター	相談支援研究開発センター
	アイソトープ総合センター	アイソトープ総合センター
	高大接続研究開発センター	高大接続研究開発センター
		グローバル教育センター
		多様性包摂共創センター
		グリーントランスフォーメーション戦略推進センター
国際高等研究所に置かれる研究機構	カブリ数物連携宇宙研究機構	カブリ数物連携宇宙研究機構
	ニューロインテリジェンス国際研究機構	ニューロインテリジェンス国際研究機構
		新世代感染症センター
学際融合研究施設	未来ビジョン研究センター	未来ビジョン研究センター
	低温科学研究センター	低温科学研究センター
	総合研究博物館	総合研究博物館
	環境安全研究センター	環境安全研究センター
		地球環境データコモンズ
全国共同利用施設	情報基盤センター	情報基盤センター
	素粒子物理国際研究センター	素粒子物理国際研究センター
	空間情報科学研究センター	空間情報科学研究センター
	文書館	文書館

選考プロセスへの職員等の参画の在り方の検討（代議員会の構成区分）

別表2

区分イ	人数
人文社会系研究科	1
教育学研究科	1
法学政治学研究科	1
経済学研究科	1
総合文化研究科及び数理科学研究科	1
理学系研究科	1
工学系研究科	1
農学生命科学研究科	1
医学系研究科	1
薬学系研究科	1
新領域創成科学研究科	1
情報理工学系研究科	1
情報学環	1
医学部附属病院	1
医科学研究所	1
地震研究所	1
東洋文化研究所	1
社会科学研究所	1
生産技術研究所	1
史料編纂所	1
定量生命科学研究所	1
宇宙線研究所	1
物性研究所	1
大気海洋研究所	1
先端科学技術研究センター	1
柏地区に所在する事務組織	1
本部	6
附属図書館	1
全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	1
柏地区に所在する事務組織とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研究科事務部、宇宙線研究所事務部、物性研究所事務部、大気海洋研究所事務部、カブリ数物連携宇宙研究機構事務部、柏地区研究センター支援室及び柏地区共通事務センターをいう。	

現行維持

区分イ：常勤教職員（教授会構成員以外）

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（抜粋）

1(1) イ. 第4項に定める意向投票の投票資格を有する者以外の本学常勤の教職員から選出された代議員 **別表2に定める区分ごとに各1人**

＜確認すべき点＞

- ①「総合文化研究科及び数理科学研究科」と2部局が1つの区分となっている点
- 法人化時の選考会議内規制定に際し、教授会構成員以外からの代議員数の区分を設けるにあたり、人数比例方式による試算がなされた（次のスライド参照）。その結果、基準を満たさなかった数理科学研究科は総合文化研究科と同一区分としたと推察される。
- これ以降現在に至るが、今回も変更なしでよい。

②本部

- 法人化の際に部の数（総務部、人事部、財務部、施設部、学生部、研究協力部）で代議員会選出数は6名と定めている。当時の所属人数は431名（2004.7.1時点）。
 - 前回選考年度（R2年度）の同区分について、部の数は12（教育・学生支援部、研究推進部、産学連携部、社会連携部、産学連携法務部、環境安全衛生部、情報システム部、経営企画部、総務部、人事部、財務部、施設部）、所属人数は790名と大幅に増加しているが、全体を6つの群に分け、各群から1名選出する方法をとり、選出人数は6名のままで変更はない。
 - 令和7年4月1日時点では、部の数は13、本部業務の室等含めた所属人数は約950人。
- ベースとなる選出人数は6名のままで変更なしでよい。

③柏地区に所在する事務組織

- 前回選考年度から組織上の変更はない。
- ベースとなる選出人数は変更なしでよい。

④医学部附属病院

- 区分イのみ該当。医療系職員を想定しての割り当てと推察される。

⑤附属図書館

- 区分イのみ該当。

選考プロセスへの職員等の参画の在り方の検討（代議員会の構成区分）

（参考）

平成15（2003）年11月5日付資料				15.11.5		
教授会構成員以外からの代議員数（人数比例方式による試算）						
区分	教員	職員	合計	情報学環を1とした場合	情報学環を1とした場合（小数点以下四捨五入）	備考
法学部	33	41	74	3.7	4	
医・病院	458	1335	1793	89.65	90	
工学部	195	242	437	21.85	22	総試含む
文学部	39	26	65	3.25	3	
理学部	117	120	237	11.85	12	
農学部		219	219	10.95	11	
経済	19	26	45	2.25	2	
教養	86	123	209	10.45	10	
数理	6	0	6	0.3	0	10人未満
教育	54	26	80	4	4	教員に教諭を含む
薬学	30	21	51	2.55	3	
新領域	39	0	39	1.95	2	
情報学環	10	10	20	1	1	社情含む
情報理工	28	10	38	1.9	2	
医科研	77	210	287	14.35	14	
地震研	28	50	78	3.9	4	
東文研	5	18	23	1.15	1	
社研	10	21	31	1.55	2	
生産研	73	149	222	11.1	11	
史料	24	22	46	2.3	2	
分生研	26	27	53	2.65	3	
宇宙線	14	11	25	1.25	1	
物性研	48	37	85	4.25	4	
海洋研	27	45	72	3.6	4	海事職除く
先端研	15	21	36	1.8	2	
柏地区		63	63	3.15	3	
総務部		128	128	6.4	6	
経理部		99	99	4.95	5	
施設部		77	77	3.85	4	
学生部	3	76	79	3.95	4	
研協部		44	44	2.2	2	
図書館		44	44	2.2	2	
センター群	71	89	160	8	8	情報基盤のみで3
計				計	248	

人数比例方式による

- 教授会構成員以外から選ばれた代議員は前提。
- 教授会構成員以上である最小値とする。
- 情報学環を1とし、1に満たない研究科は、単独の研究科及び数理工学系に推察される。

人数比例方式による試算

- 教授会構成員以外の常勤教職員から選出された代議員は各部局1名ということが前提。
- 教授会構成員以外の常勤教職員数が10人以上である最小部局の「情報学環」を基準とする。
- 情報学環を1とした場合の人数比を算出し、1に満たない部局である数理科学研究科は、単独の区分とはせず、総合文化研究科及び数理科学研究科としたことが推察される。

※人数が10人以上の最小部局 情報学環 を基準とした場合
※教員については、医学部・病院・保セは講師及び助手、教育は助手及教諭、それ以外は助手とした。
※15. 10. 1の現員数を基準とした。

選考プロセスへの職員等の参画の在り方の検討（意向投票）

学内WGにおいて、意向投票への参画については、大学運営・経営への関与という観点から、管理職手当が支給される職員を対象として検討し、「本部事務組織及び医療系の部長並びに各部局の事務組織の長に投票資格を付与することを検討の対象とする」こととする（②列）。

管理職手当が支給される職員の意向投票への参画について

現行：意向投票資格なし
変更案：本部事務組織の部長、看護部長、薬剤部長、各部局の事務組織の長に意向投票資格を付与

	職名	職位	①本部部長 及び 部局事務組織の長	②部長級 及び 部局事務組織の長	③部長級	④事務系すべて	⑤すべて
本部	部長	部長級	○	○	○	○	○
	次長	課長級				○	○
	課長等	課長級				○	○
部局	事務部長	部長級	○	○	○	○	○
	事務長	課長級	○	○		○	○
	事務系課長	課長級				○	○
	看護部長	看護部長		○	○		○
	薬剤部長	薬剤部長		○	○		○
	副看護部長	副看護部長					○
	看護師長	看護師長					○
人数計			41	44	23	144	203

※ 「③部長級」のみを対象とすることは、部局の規模によって部長職が不在のため公平性の観点から避ける。
※ 「④事務系すべて」「⑤すべて」は、課長級まで入れると人数が非常に多くなる。

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（抜粋）

1. 東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。）第9条の代議員会の構成について

- (1) 代議員会は、次に掲げる者をもって構成する。
- ア. 第4項に定める意向投票の投票資格を有する者から選出された代議員 別表1に定める区分ごとに各4人（ただし、投票資格を有する者が10人に満たない場合は、2人とする。）
- イ. 第4項に定める意向投票の投票資格を有する者以外の本学常勤の教職員から選出された代議員 別表2に定める区分ごとに各1人

4. 内規第13条の意向投票の投票資格について

- (1) 投票資格を有する者は、東京大学基本組織規則第9条第2項に規定する教員であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師である者とする。
- (2) 選考開始の公示の日の属する月の初日に投票資格を有していた者が、投票の日までに前項に定める者でなくなった場合は、投票資格を失う。
- (3) 選考開始の公示の日の属する月の初日に休職中又は出向中の者は、投票資格を有する者に含まれない。
- (4) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。
- (5) 教授（特例）ポストの教授は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。
- (6) クロス・アポイントメント制度、学内クロス・アポイントメント制度及びスプリット・アポイントメント制度を適用される教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師は、第1号にいう常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師に含まれる。
- (7) 東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける卓越教授、特命教授及び特別教授のうち、教授会構成員である者は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。
- (8) 全学センター、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の運営委員会並びに国際高等研究所に置かれる研究機構の研究機構運営委員会は、第1号にいう教授会とみなす。

選考プロセスへの職員等の参画の在り方の検討 ―関係規則等―

別表 1

区分ア	人数
人文社会系研究科	4
教育学研究科	4
法学政治学研究科	4
経済学研究科	4
総合文化研究科	4
理学系研究科	4
工学系研究科	4
農学生命科学研究科	4
医学系研究科	4
薬学系研究科	4
数理科学研究科	4
新領域創成科学研究科	4
情報理工学系研究科	4
情報学環	4
法学部	4
医学部	4
工学部	4
文学部	4
理学部	4
農学部	4
経済学部	4
教養学部	4
教育学部	4
薬学部	4
医科学研究所	4
地震研究所	4
東洋文化研究所	4
社会科学研究所	4
生産技術研究所	4
史料編纂所	4
定量生命科学研究所	4
宇宙線研究所	4
物性研究所	4
大気海洋研究所	4
先端科学技術研究センター	4
全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	4

- (1) 学部からの選出にあたっては、当該学部の教授会が選出する。
- (2) 公共政策学連携研究部専属の教員であって、投票資格を有する者については、公共政策学連携研究部教授会の定めるところにより、法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかに属するとみなして取り扱う。

別表 2

区分イ	人数
人文社会系研究科	1
教育学研究科	1
法学政治学研究科	1
経済学研究科	1
総合文化研究科及び数理科学研究科	1
理学系研究科	1
工学系研究科	1
農学生命科学研究科	1
医学系研究科	1
薬学系研究科	1
新領域創成科学研究科	1
情報理工学系研究科	1
情報学環	1
医学部附属病院	1
医科学研究所	1
地震研究所	1
東洋文化研究所	1
社会科学研究所	1
生産技術研究所	1
史料編纂所	1
定量生命科学研究所	1
宇宙線研究所	1
物性研究所	1
大気海洋研究所	1
先端科学技術研究センター	1
柏地区に所在する事務組織	1
本部	6
附属図書館	1
全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	1

柏地区に所在する事務組織とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研究科事務部、宇宙線研究所事務部、物性研究所事務部、大気海洋研究所事務部、カブリ数物連携宇宙研究機構事務部、柏地区研究センター支援室及び柏地区共通事務センターをいう。

○代議員会選出者数

前回選考年度 (R2)

区分	代議員数	内訳	構成比
ア. 教授会構成員	144	教授144	80.9%
イ. 上記以外の 常勤教職員	34	事務系部課長級26 助教4 看護部長1 技術専門員1 特任准教授1 学術支援専門職員1	19.1%
	178		100.0%



【変更案】

学部を有する研究科の「区分イ」を **1名→2名**に増やす **計10名増**

区分	代議員数	内訳	構成比
ア. 教授会構成員	144		76.6%
イ. 上記以外の 常勤教職員	44		23.4%
	188		100.0%

○意向投票有資格者数

前回選考年度 (R2)

	有資格者数	構成比
教授会構成員	2,375	100.0%



【変更案】

管理職手当が支給される職員のうち、**本部事務組織及び医療系の部長並びに各部局の事務組織の長**に新たに投票資格を付与

	有資格者数	構成比
教授会構成員	2,451	98.2%
管理職手当が支給される職員のうち、 本部事務組織及び医療系の部長並びに各部局の事務組織の長	44	1.8%
	2,495	100.0%

※代議員会選出者の職種は部局に一任

※変更案の人数はR7.4.1現在

202〇（令和〇）年〇月〇日

総長選考・監察会議

第 2 次総長候補者の選定方法について

東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。）第 11 条第 2 項に基づき、令和 8 年度に実施する総長選考・監察会議における第 2 次総長候補者の選定方法について、次のとおり定める。

1. 選定方法

合議により第 2 次総長候補者を選定し、内規第 3 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項に基づき表決により議決する。

2. 合議に当たっての基本的な考え方

- (1) 方向性（考慮すべき多様性の観点等）の検討
- (2) 出席委員により、第 2 次総長候補者として適任と考える者について、3 名連記で投票
- (3) 得票数の多い者から 3 名は、原則として第 2 次総長候補者と決定（ただし、得票同数により 4 名を超える場合は、合議により決定）
- (4) 多様性の観点から、第 2 次総長候補者を追加（1～2 名）する必要性について検討
- (5) 追加が必要と判断された場合、第 2 次総長候補者として適任と考える者について投票（事前投票）
- (6) 事前投票の結果をふまえてさらに検討
- (7) 第 2 次総長候補者の決定のための表決（内規第 3 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項）

3. 合議に当たっての留意事項

- (1) 第 2 次総長候補者の選定に当たっては、求められる総長像に合致していることを前提とし、多様性を考慮する。
- (2) 出席委員全員から広く意見を聴取する。
- (3) 合議に当たっては意見の分布を確認する目的で、投票の方法を用いることができる。
委員の構成に鑑み、合議に当たって行う投票において、議長は投票することができる。
- (4) 合議の結果、選定した第 2 次総長候補者について、内規第 3 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項に基づき議長を除く出席委員による表決により議決する。

(改訂案)

総長候補者資料

(年 月 日現在)

1. 氏名及び年~~齢~~令 (年令は令和~~2~~8年度末年~~令~~令~~齢~~)

2. 現職

3. 学位 (学位の別、専攻分野、取得大学等名及び取得年月)

4. 学歴 (大学卒業以降)

5. 主な職歴

6. 主な教育・研究・社会活動

7. 主な論文・著書著作~~（研究論文を含む。）~~（題目、出典、発行年を記載）

8. 学会、審議会等における主な活動

9. その他特記事項（受賞歴等）

10. 教育・研究・社会活動についての概要説明

※ 6. に記載した活動について、非専門外に伝わるよう家向けに平易な表現で1頁以内にまとめて解説してください。

1 1. 組織の運営・経営に関する主な実績と成果

※ 1 頁以内で~~できる限り~~簡潔かつ具体的に~~説明して~~ご記載ください。

※ 全体で2頁に収まるようにご記入願います (2,400 字程度)。

※ 1. ～5. の項目については、日本の国立大学をリードする観点を含めて、東京大学が次の6年で目指すべき方向性を、現状を継続すべきと思われるすべき点と改革すべき点を挙げてと思われる点をできる限り具体的にご説明願います。
(別紙5)

東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見

氏 名：

1. 東京大学の教育に 対する ~~ついて~~、お考えをお聞かせ下さい。

2. 東京大学の研究に 対する ~~ついて~~、お考えをお聞かせ下さい。

3. 東京大学の運営・経営、社会連携、国際化に 対する ~~ついて~~、お考えをお聞かせ下さい。

4. 大学運営・経営における総長の役割、総長のリーダーシップのあり方~~（執行部体制のあり方を含む）と教員以外の構成員を含めた学内合意形成の進め方~~について、お考えをお聞かせ下さい。

5. 国際卓越研究大学としての将来構想に関するお考えをお聞かせください~~上記1.～4.以外で東京大学が重点的に取り組む必要があると考えているものは何ですか。~~

6. その他、東京大学の取り組むべき重点項目について、自由にご記入ください。~~その他（各候補者において任意で記述するものとし、自由にご記入願います。）~~

令和 年 月 日

(推薦人氏名) 殿

東京大学総長選考・監察会議

議長 ○ ○ ○ ○

第 1 次総長候補者に係る推薦書の作成について (依頼)

本学では、国立大学法人法に基づき総長選考・監察会議が設置され、現~~五~~神総長が来年 3 月で任期満了のため、現在、次期総長予定者（任期は令和~~3~~9年 4 月 1 日から 6 年間、再任不可）を選出する手続きを進めております。この手続は、別紙 1「東京大学総長選考・監察会議内規」に基づいており、その全体の仕組みは、別紙 2「総長選考プロセスイメージ（流れ図）」のとおりになっております。また、併せて別紙 3「求められる総長像」も策定しております。

このたび、貴殿におかれましては、次期総長の第 1 次総長候補者として選ばれた（候補者氏名）氏により、同氏の推薦人として選任されました。

つきましては、ご多忙の折り甚だ恐縮でございますが、本選考当会議における総長選考の一助とするため、（候補者氏名）氏についての推薦書を別紙 4 の様式によりご作成いただき、○8月○21日（○金）午後○5時までにウェブ上にファイルをアップロードする形で下記の連絡先宛ご提出下さいますよう謹んでお願い申し上げます。

なお、提出いただいた推薦書については、本選考当会議内のみで閲覧し、公表はしないことを申し添えます。

【本件連絡先】

国立大学法人東京大学 本部法務課法規チーム

住所：〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1

電話：

メールアドレス：houki.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

提出ファイルアップロード先：

(改訂案)

資料 2 - 4

年 月 日

東京大学第 1 次総長候補者に係る推薦書

東京大学総長選考・監察会議議長

○ ○ ○ ○ 殿

推薦者

氏名 ○○ ○○

所属 ○○○○○○○○○

職名 ○○○○

私は、東京大学の第 1 次総長候補者となった下記の者について、次期総長の適任者として、別添の推薦理由を添えて推薦いたします。

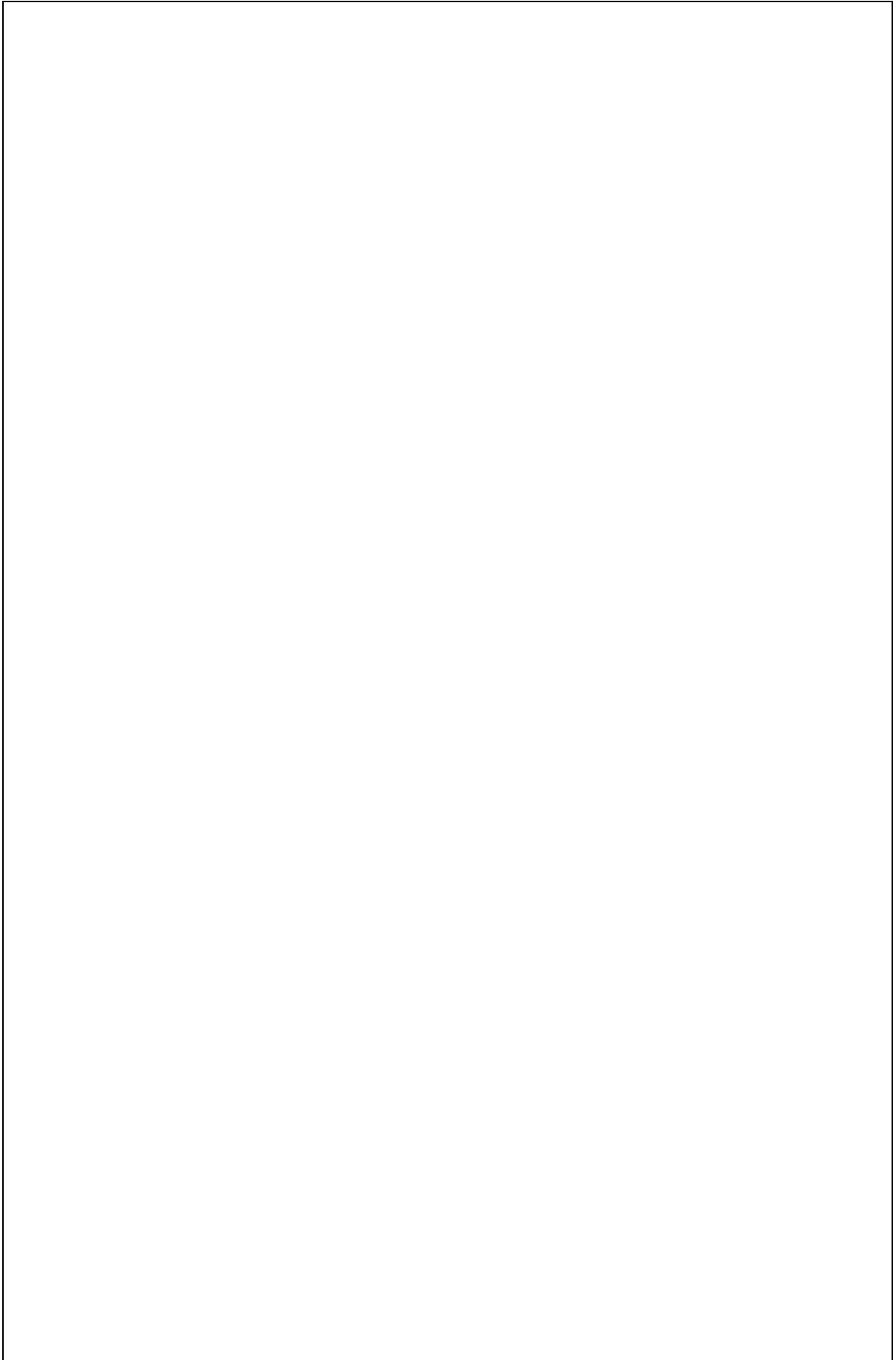
記

第 1 次総長候補者氏名 ○○ ○○

推薦者（記入者）氏名：

※ 推薦理由について、「求められる総長像」を踏まえ、下に列挙した観点から、2 頁以内でできる限り具体的にご説明ください。（その他資料等は添付しないでください。）

- ・ 候補者の教育・研究・社会活動
- ・ 候補者の組織の運営・経営に関する実績と成果
- ・ 候補者に関するその他の特記事項



2026(令和8)年度総長選考の基準・結果等の公表等の取扱いについて(イメージ)

	選考の流れ	公表・公開する場所	R8公表・公開する事項	(参考)R2年度総長選考
R8.4頃	総長選考開始の公示	東京大学ウェブサイト (プレスリリース有)	スケジュール 求められる総長像 関係規則等	東京大学ウェブサイト(プレスリ スなし) ※議長談話、求められる総長 像、関係規則等を公表
R8.6頃 代議員会 R2.7.7 経営協議会 R2.7.22	代議員会からの第1次総 長候補者の推薦【10名を 限度】 経営協議会からの第1次 総長候補者の推薦【2名 程度】	総長選考・監察会議 ウェブサイト	<代議員会> 氏名 得票数 順位× <経営協議会> 氏名 得票数× 順位× 第1次総長候補者推薦 書×	
R8.7頃 R2.7.22	第1次総長候補者の決定 【12名程度】	総長選考・監察会議 ウェブサイト	氏名	非公開
R8.7～ 8頃 R2.9.2～ 9.4	面接	非公開	非公開	非公開
R8.7～ 8頃 R2.9.7	第2次総長候補者の決定(絞り込み) 【3人以上5人以内】	非公開	非公開	非公開
R8.7～ 8頃 R2.9.8	第2次総長候補者氏名の告示	総長選考・監察会議 ウェブサイト	氏名 候補者資料(一部学内 のみ) 候補者所見(一部学内 のみ) 選考過程 推薦書×	学内のみ公表 ※略歴、候補者資料、所見 のほか顔写真を掲載
R8.8～ 9頃	所信表明(動画配信)【仮】	(学内限定)		
R8.9頃 R2.9.30	意向投票	方式決定後検討	方式決定後検討	
R8.9～ 10頃 R2.10.2 (金)	総長予定者の決定	東京大学ウェブサイト (プレスリリース有)	氏名 候補者資料(一部) 選考経過 選考理由	東京大学ウェブサイト(プ レスリリース有) ※総長予定者及び総長選考会 議議長による記者会見を実施 ※総長予定者の写真、略歴、総 長予定者資料を公表、選考理 由の説明実施

東京大学総長選考・監察会議ウェブページ

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/public-info/b02_06.html

※この取扱い(イメージ)は、今後の検討状況等により必要に応じて見直す。

★本部広報課から配信するプレスリリースは、全学サイト UTokyo FOCUS に掲載します。

【参考】総長選考開始の公示

[総長選考の開始の公示について | 東京大学](#)

総長予定者の決定

[次期総長予定者に藤井輝夫理事・副学長を選出 | 東京大学](#)

令和 7 年 3 月 1 4 日

総 長 殿

総長選考・監察会議議長
板東 久美子

総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（通知）

総長の賞与額の増減は、東京大学役員給与規則（平成 1 6 年 4 月 1 日役員会議決）第 9 条第 2 項及び第 3 項並びに役員の賞与の支給日及び支給基準（平成 2 8 年総長裁定）に基づき、総長選考・監察会議による職務実績の評価に基づき行うこととされ、増減率は、職務実績の評価の対象期間（令和 6（2 0 2 4）年度分）にかかる賞与に反映させるものとされております。

総長選考・監察会議では、この総長の職務実績の評価にあたり、総長の賞与に係る職務実績の評価について（令和 4 年 3 月 2 4 日総長選考会議）を定め、中期計画及び本学として策定する行動計画（UTokyo Compass）の進捗度、達成度その他業務に対する貢献度等を総合的に勘案して行うこととしております。

つきましては、職務実績の評価の日程について下記のとおり決定しましたので、通知いたします。なお、自己評価資料は、5 月 3 0 日迄に提出をお願いいたします。

記

日 時	内 容
令和 7 年 3 月 1 4 日	総長選考・監察会議から、総長へ賞与に係る職務実績評価の自己評価資料の提出依頼
5 月 3 0 日	総長から、総長選考・監察会議へ自己評価資料の提出（予定）
7 月 2 2 日	監事と総長選考・監察会議の懇談 総長の業務執行状況についての意見交換
8 月 2 7 日	総長と総長選考・監察会議の懇談 総長から、総長選考・監察会議へ自己評価資料の説明
9 月 1 7 日	総長の賞与に係る職務実績評価の決定（予定）
1 1 月 1 4 日	総長選考・監察会議から総長へ職務実績評価の結果を通知 総長の賞与に係る職務実績評価結果を経営協議会へ報告

令和 4 年 3 月 2 4 日
総長選考会議

総長の賞与に係る職務実績の評価について

東京大学役員給与規則（平成 1 6 年 4 月 1 日役員会議決）第 9 条第 2 項及び第 3 項並びに役員の賞与の支給日及び支給基準（平成 2 8 年総長裁定）に基づき、総長の賞与の額の増減に係る職務実績の評価については、下記により取扱うものとする。

記

1 職務実績の評価方法

総長選考・監察会議は、職務実績の評価を行うにあたっては、中期計画及び本学として策定する行動計画の進捗度、達成度その他業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、必要に応じて総長及び監事と懇談を行うものとする。

2 職務実績の評価対象期間及び評価実施時期

- （1）職務実績の評価対象期間は、前年度 1 年間における実績評価とする。
- （2）職務実績の評価は、11 月までに行う。

3 職務実績の評価区分

職務実績の評価区分は、次表のとおりとする。

職務実績の評価区分	（増減率）
A：計画を著しく上回って進捗している	1.10
B：計画を上回って進捗している	1.05
C：計画の達成に向けて順調に進捗している	1.00
D：計画の達成のためには遅れている	0.95
E：計画の達成のためには重大な改善事項がある	0.90

4 職務実績の評価の決定

職務実績の評価の決定は、総長選考・監察会議委員の合議により行う。

5 職務実績の評価結果の通知及び報告

総長選考・監察会議は、職務実績評価の結果について、総長に通知し、経営協議会に報告する。

6 実施

この決定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）

参考資料 2

2025 (R7) .7.22
総長選考・監察会議

年度	2024年度			2025年度												2026年度
主な検討事項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
求められる総長像						経営協議会・教育研究評議会において意見交換		◆求められる総長像（案）の決定	運営方針会議への意見照会	学内諸会議提示	学内パブリックコメント 2週間程度	◆求められる総長像の決定	学内諸会議報告			
総長選考プロセス								◆プロセス等の（案）決定	学内諸会議提示	学内パブリックコメント 2週間程度		◆プロセス等の決定	学内諸会議報告			
規則改正（必要に応じて）								◆改正案の決定	学内諸会議提示	学内パブリックコメント 2週間程度		◆規則改正	学内諸会議報告			
会議日程	1/10 総長選考会議		3/14 総長選考会議	4/16 総長選考会議	5/21 総長選考会議	6/10 教育研究評議会 6/20 総長選考会議 6/23 経営協議会 7/22 運営方針会議	8/27 総長選考会議	9/9 科所長会議 9/16 教育研究評議会 9/17 運営方針会議 9/17 総長選考会議 9/17 経営協議会	10/31 総長選考会議	11/14 総長選考会議	12/1 総長選考会議	1/6 科所長会議 1/13 教育研究評議会 1/14 総長選考会議 1/30 経営協議会			3/13 総長選考会議	

※このスケジュール（イメージ）は今後の検討状況等により必要に応じて見直す。